

2021 年 8 月 19 日 株式会社メモリード・ライフ

代表電話番号:03-3233-0211

災害救助法が適用された地域のご契約者さまへ

このたびの災害により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

弊社では、このたびの災害救助法を適用された地域で災害により被害を受けられた皆さまのご契約につきまして、お申し出により下記の特別措置を実施いたしますので、お知らせいたします。

一日も早い復旧と皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

記

1. 保険料払込猶予期間の延長について

このたびの被害により、保険料のお払込みが一時的に困難なお客さまへは、お申し出いただくことにより、保険料のお払込みを猶予する期間を最大6ヶ月間まで延長いたします。

2. 保険金の簡易・迅速なお支払いについて

保険金等ご請求の際にお申し出いただくことで、必要書類の一部を省略すること等により、 簡易・迅速なお取扱いをいたします。

□災害救助法の適用地域(内閣府発表)

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
2021年8月15日	【長野県】 岡谷市 (おかやし) 諏訪市 (すわし) 上伊那郡辰野町 (かみいなぐんたつのまち) 木曽郡上松町 (きそぐんあげまつまち) 木曽郡王滝村 (きそぐんおうたきむら) 木曽郡木曽町 (きそぐんきそまち)	8月11日からの大雨により、 多数の者が生命又は身体に危 害を受け、又は受けるおそれが 生じており、継続的に救助を必 要としている。 (災害救助法施行令第1条 第1項第4号適用)
2021年8月12日 2021年8月13日	【島根県】 江津市(ごうつし) 邑智郡川本町(おおちぐんかわもとまち) 邑智郡美郷町(おおちぐんみさとちょう)	8月11日からの大雨により、 多数の者が生命又は身体に危 害を受け、又は受けるおそれが 生じており、継続的に救助を必 要としている。 (災害救助法施行令第1条 第1項第4号適用)



株 式 会 社 メ モ リ 一 ド ・ ラ イ フ 〈登録番号 関東財務局長(少額短期保険)第18号〉 〒101-0064 東京都千代田区神田猿楽町 2-8-16 平田ビル 6 階 代表電話番号:03-3233-0211

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
2021年8月12日	【広島県】 広島市(全区)(ひろしまし) 三次市(みよしし) 安芸高田市(あきたかたし) 山県郡北広島町(やまがたぐんきたひろしまちょう) 【福岡県】 久留米市(くるめし) 八女市(やめし) みやま市(みやまし) 【佐賀県】 武雄市(たけおし) 嬉野市(うれしのし) 杵島郡大町町(きしまぐんおおまちちょう) 【長崎県】 雲仙市(うんぜんし)	8月11日からの大雨により、 多数の者が生命又は身体に危 害を受け、又は受けるおそれが 生じており、継続的に救助を必 要としている。 (災害救助法施行令第1条 第1項第4号適用)
	南島原市(みなみしまばらし)	

以上